

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	モリソン・フォースター法律事務所 弁護士 内田 光俊
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング29階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和4年10月3日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社Gunosy
証券コード	6047
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（市場第一部）

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	木村 新司
住所又は本店所在地	シンガポール共和国トレジャアイランド (Treasure Island Singapore)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング29階 モリソン・フォースター法律事務所 弁護士 内田 光俊
電話番号	03-3214-6522

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No. 11
訂正される報告書の報告義務発生日	令和2年12月15日
訂正箇所	令和3年3月26日付で提出した変更報告書No. 11の変更報告書通し番号及び記載事項の一部に誤りがありましたので、以下のとおり訂正いたします。

（訂正前）

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No. 11

（訂正後）

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No. 12

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（2）【保有目的】

発行会社の元代表取締役であり、中長期保有を目的とした安定株主として保有しております。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（2）【保有目的】

発行者の代表取締役として経営に参加し、また、中長期保有を目的とした安定株主として保有するため。